

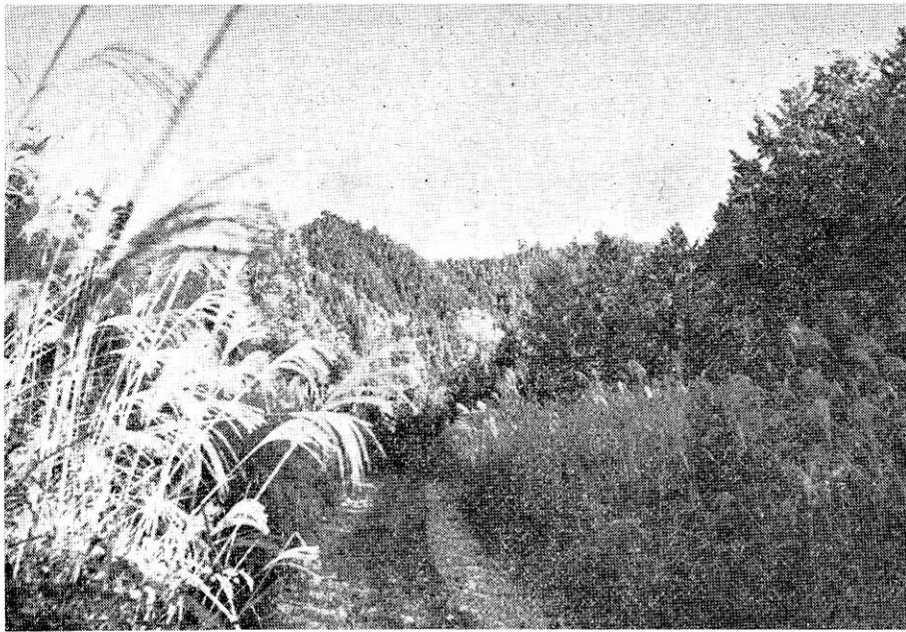
# ●● 秋のおとづれ ●●

四方の嶺のしずむ時ある芒かな  
秋高し空より青き南部富士  
秋晴や前山に糸のごとき道

木国  
青郵  
虚子

# 広報 東白川

発行  
岐阜県加茂郡  
東白川村公民館  
印刷  
今井印刷所

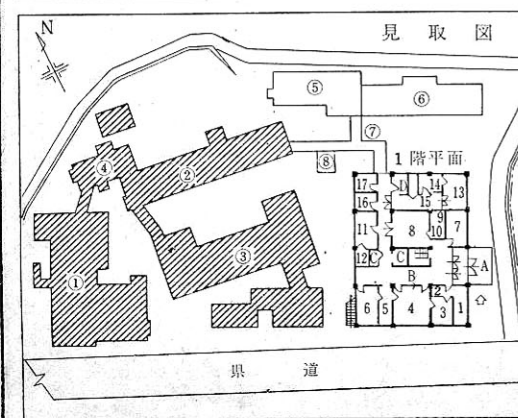
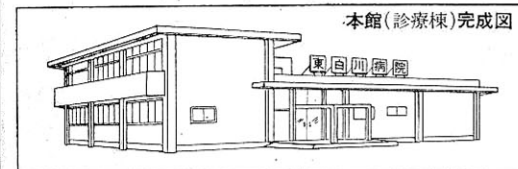


## 最新の医療センターとして

# 東白川病院を新增築

坪)、其他附屬建物(一六坪)からなり、特に診療棟は、林院長が県内十ヶ所の病院を視察し研究すると共に、国立岐阜医科大学の竹友第二外科部長の指導を得、岬建築事務所(岐阜市)が豊富な設計経験と、最も斬新なデザインをこらしてそ

こんど建設される建物は、その設計に当り、一階は、内れ、職員食堂も備えられ、鉄筋コンクリート一階直室、患者待合室から成り二階は、大会部二階、議室のほか院長一室、医局、薬品一坪)倉庫に別れ、看護婦階二階とも冷暖造二階、話交換ができ、建一棟、そのほか浄化槽(五九)水洗便所が完備坪)、給されるという実食棟木、的的设计がほとんど建一棟、こされておきま(二八)す。



- |       |       |       |      |       |       |      |       |      |      |       |       |        |      |      |      |      |       |        |       |         |        |         |         |        |         |         |        |         |         |        |         |         |        |         |         |        |         |         |        |         |         |        |         |         |        |         |         |        |         |
|-------|-------|-------|------|-------|-------|------|-------|------|------|-------|-------|--------|------|------|------|------|-------|--------|-------|---------|--------|---------|---------|--------|---------|---------|--------|---------|---------|--------|---------|---------|--------|---------|---------|--------|---------|---------|--------|---------|---------|--------|---------|---------|--------|---------|---------|--------|---------|
| ① 現病棟 | ② 普救科 | ③ 看護婦 | ④ 事務 | ⑤ 検査室 | ⑥ 手術室 | ⑦ 産科 | ⑧ 小児科 | ⑨ 内科 | ⑩ 外科 | ⑪ 皮膚科 | ⑫ 泌尿科 | ⑬ 放射線科 | ⑭ 歯科 | ⑮ 薬局 | ⑯ 事務 | ⑰ 倉庫 | ⑱ 浄化槽 | ⑲ 水洗便所 | ⑳ 給水塔 | ㉑ 給水ポンプ | ㉒ 給水配管 | ㉓ 給水タンク | ㉔ 給水ポンプ | ㉕ 給水配管 | ㉖ 給水タンク | ㉗ 給水ポンプ | ㉘ 給水配管 | ㉙ 給水タンク | ㉚ 給水ポンプ | ㉛ 給水配管 | ㉜ 給水タンク | ㉝ 給水ポンプ | ㉞ 給水配管 | ㉟ 給水タンク | ㊱ 給水ポンプ | ㊲ 給水配管 | ㊳ 給水タンク | ㊴ 給水ポンプ | ㊵ 給水配管 | ㊶ 給水タンク | ㊷ 給水ポンプ | ㊸ 給水配管 | ㊹ 給水タンク | ㊺ 給水ポンプ | ㊻ 給水配管 | ㊼ 給水タンク | ㊽ 給水ポンプ | ㊾ 給水配管 | ㊿ 給水タンク |
|-------|-------|-------|------|-------|-------|------|-------|------|------|-------|-------|--------|------|------|------|------|-------|--------|-------|---------|--------|---------|---------|--------|---------|---------|--------|---------|---------|--------|---------|---------|--------|---------|---------|--------|---------|---------|--------|---------|---------|--------|---------|---------|--------|---------|---------|--------|---------|

豊かな村づくりはまず健康な身体づくりから、昭和二十六年国民健康保険の直営診療所として発足して以来、内容の整備と施設の拡充が図られ、昭和三十三年には病院として認可され今日に至っている東白川病院は、戦後の資材の乏しい時の建築のため、建物の老朽と医学の進歩により今までの建物では不備な点が多

く、更に施設の充実を図ると共に、医療に完全を期し患者が安心して治療をゆだねられるようにとの目的で診療棟の増築が先の議会で決まり、敷地となった丸神折衝も深い理解により完了した去る八月二十五日午後一時から起工式が盛大に行なわれました。

その結果、総工費二千五百四十万円、美建工業株式会社(岐阜市)に落札、来春一月二十日に竣工の予定で工事に着手しました。

# 補正 五六〇二萬円追加 村議会 条例改正など7件を可決

東白川村議会第二四定例会計で一六九八万三千円、  
会が、去る八月二十四日役 国民健康保険会計で二八八  
場で開かれ、三十九年度東 二万二千元、分取造林費会  
白川村一般会計並びに国民 計で二万二千元がそれぞれ  
健康保険会計補正予算案は 追加されました。その主  
か条例の設定など七議案に な支出内訳は次のとおりで  
ついて慎重に審議された結 果いずれも原案どおり可決  
しました。

- ▽分取造林費会計へ繰出金 一〇〇
- ▽役場構内便所外改築費追加 一二七
- ▽成人病検診諸経費 九七
- ▽県道加子母白川線改良工 事負担金 一六二
- ▽消防団員退職報償金 九五
- ▽準用保護児童就学援助費 五二八
- ▽国民健康保険会計
- ▽病院建設にかかる繰出金 一五三〇〇
- ▽病院建設工事請負費ほか 諸経費 二八二〇〇

- 【分取造林費会計】
- ▽造林事業費 二二二
- ▽東白川村神土農事センタ ー設置条例
- ▽東白川村消防団員等公務 災害補償条例
- ▽東白川村非常勤の特別職 々員の報酬及び費用弁償 に関する条例の一部を改 正する条例

このほか東白川病院建設 の工事請負契約を締結す ることの議決がなされた

あるばかりでなく、道義に とるることとなるの意見 により、今回、叙位叙勲が 再開されることになったわ けです。

以上のことから、この叙 位叙勲の発令によつて、位 記又は勲記と勲章を渡され る場合と、位記又は勲記の み渡されるといふ二つの方 法がとられ、位記又は勲記 若しくは勲章を伝達する遺 族の範囲と順位は、大体遺 族用慰金の例によることになつています。

現在この叙位叙勲の上申 手続きが行われているわけ ですが、伝達する遺族の移 動等についてごんご色々と 調査が必要ですから、該当 する遺族ご家庭のご協力を お願いたします。

## 戦没者の霊に捧げて 叙位、叙勲制度を復活

今時大戦に参加され、あ りゆる苦難とたたかい、多 くの功績を挙げられました が、武運つたなく戦没され たかたがたに対し全国民が 挙げてその功績をたたえ、 冥冥に捧げるため、今回 戦没者の叙位及び叙勲が再 び行われることとなり、去 る四月二十五日に、第一回 逐次発令になりました。今後 昭和四十三年までには、全 部の戦没者の叙位及び叙勲 が完了する予定です。

この叙位とは、正何位ま たは従何位という、位階を 贈られることで、制度とし ては推古天皇の時代からあ つたと云われていますが、 現在適用されていますのは

大正十五年に定められたも のです。また、叙勲とはい ちゆる勲等勲章を贈られる もので、明治八年に旭日章 及び従軍記章、明治二十一 年に宝冠章及び瑞宝章が制 定されたものです。

支那事変以前すなわち昭 和十六年十二月八日以前の 戦没者については、既に全 部叙位叙勲とも済んでいま す。昭和十六年十二月八 日以後すなわち大東亜戦争 で戦没された軍人軍属につ いては、昭和十七年から、 その部度叙位叙勲の発令手 続きが完了しています。

ばで、行賞打切りになりま した。

かくて、今日に至り、戦 没者に対する処遇の最後に 残されたものの一つとなつ ていたのですが、これを、 このまま放置することは、 戦没者の霊に対して非礼で

## 国民年金

「内部障害」にも適用  
支給制度を大巾に改正

このたびの改定は、呼吸器の障害 が対象とされています。

又、精神障害では神経症 (ノイローゼ)精神薄弱な どは除かれます。従つて精 神分裂病、そううつ病、脳 膜炎後遺症などがその対象 とされています。

母子年金等の 支給範囲の拡大

母子、準母子(福祉)年 金についてもその支給の対 象となる障害の子の範囲が 前回の障害年金と同様に内 部障害にまで拡大された。

従つて母子福祉年金の支給 対象となつていた子が義務 教育終了後二十才未満で あつて、前述のような内部 障害があれば年金が支給さ れるようになったわけであ ります。

以上の障害者に対する年 金の支給は本年八月一日か ら実施されました。

所得制限の緩和

一、福祉年金受給権者本人 の所得による支給制限の 基準額が十八万円から二 十万円に引上げられた。

二、福祉年金受給権者の生 計を維持する扶養義務者 の所得による支給制限の 基準額が扶養親族五人の 場合六十万円から六十五 万円に引上げられた。

公的年金との 併給限度額引上げ

福祉年金、公的年金との 併給の限度額は、従来、普 通恩給などの一般の公的 年金については二万四千円、 戦争公務により死亡し又は 廃疾となつたことにもとづ いて増加恩給や公務扶助料な どある時は七万円とされて いました。今回の改正では この公的年金のうち後者の 戦争公務による公的年金と 併給の限度額が八万円に 引上げられた。この引上げ は本年一月以降の年金に さかのぼつて適用されま した。

改正の内容は以上ですが、 前述の障害年金の項で説明 したような内部障害の人が ありますら係までお知らせ 下さるようお願い致します。 又詳しいことについては 係でお尋ね下さい。

(住民係)

## 9月15日は としよりの日

「としより」を大切にすることは、今日の社会を築いてくれた人に対する。若人々の義務であり、また人として当然の道です。私たちは、より一層「としより」をいたわり、幸福な余生をおくらせましょう。

# 伸びゆく村民運動

## 親切にしあう運動月間

### 「美しい心」でふれあおう

九月は伸びゆく村民運動の「親切にしあう運動」強調月間です。

村民ひとりひとりが、美しい心のふれあい、すがすがしい、うるおいのある生活が営むことができたなら、どんなに素晴らしいことでしょうか。

そのためには、相手の身になって誠意と善意に溢れ

た態度を養うと共に、日常生活に習慣化することが大切だと思います。この運動を推進するための具体的な目標は次のとおりです。

- ① 困った人を助け、老人や子どもをやさしくいたわりましょう。
- ② 正しい言葉、気持のよい挨拶をしよう。
- ③ 誰にでも親切に応待しよう。
- ④ 相手の身になってゆきとどいた案内や、きびきびした態度につとめよう
- ⑤ 旅のエチケットを守り楽しい旅をしましょう。

### 『小さな親切』

#### 『実行者に表彰バツチを贈ります』

お互いが、親切にふれあうことは大へんうれしいことですが、私たちは、この一寸した親切も、あたりまえのこととして見逃していることが多いと思います。

県では、いまこれらの小さな親切を尊いものとして表彰していますので、私たちの周囲から、こうした行いのあつた人を、一人でも多く見つけて推せん者へ知らせてください。

(小さな親切運動) (推進規程)

一、親切にしあう運動を推進するため、県内の町や村その他どこでも、小さな親切として具体的な本

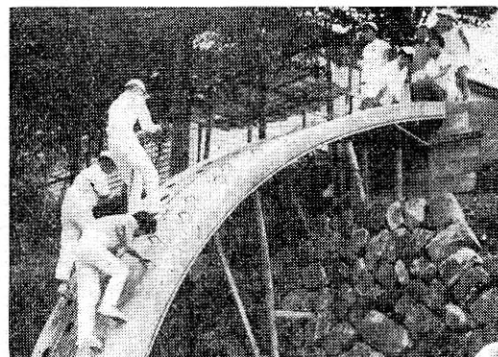
部「です。 二、推せん者は、校長、学 三、表彰される者は、県内 四、表彰は、表彰状(カード)と表彰バツチを贈ります。 五、推せん方法は、官製はがきにつきのことがらを明記して送つて下さい。 六、実行者の住所氏名(年令職業、男女別)、理由(いつどこで、どんなこと)等具体的に書いて下さい。 七、あて先は、岐阜市司町一番地、岐阜県教育委員会社会教育課内「親切運動推進本部」です。

十一月に研究発表会を予定し、体育の研究にはげんでの越原小学校では、このほど、上校のほら、上校庭と下校庭を結ぶコンクリート階段の両方に、あたらしいアイデアをアイディアを活した二つの体育施設をつくりました。

### 新案の体育施設

越原小～安江さんから プレゼン 大光明の安江多十さん(72才)から十万里の審附があり、取付け工事、地元田口建設の奉仕によつてできあがったも

同校では、これらの施設をつかつて、子供たちの腕力、腹筋力、調整力などを伸ばし、体育



技能の向上をはかろうとはりきつています。

### 精神薄児にも 手当がでます

今回重度精神薄弱児扶養手当法が施行されて、重い精神薄弱児が家庭にあつて介護されている場合には、父母その他の養育者に対し手当が支給されることになりました。

重い精神薄弱児とは、二十才未満であつて精神の発達がおくれているため、日常生活において常時介護を必要とする程度の状態にある者です。 支給要件は、①重い精神薄弱児を監護する父母もしくは養育する父母以外の者に支給されます。②受給資格者または、重度精神薄弱児が公的年金を受けることができるときは原則として支給されません。ただし国民年金法に基づき各種福祉年金ならびに児童扶養手当をうけるときはこの限りではありません。

### 9月 ぐらしのメモ

▼ 新涼、残暑、台風と九月の天候は複雑ですが、さすが秋の気配も濃くなります。

▼ 新学期を迎える児童生徒の夏休みの疲れを吹き飛ばして能率を上げる職場、みどりの秋を迎える準備で忙しくなる農家など、それら新しい目標に進む月です。

▼ 二十日は彼岸の入りで動物愛護週間が始まります。またこの日は、旧

八月十五日で、いわゆる十五夜に当たります。お月見は素朴ながらも手どもはきつと喜びます。 二十日は満月、二十三日は秋分の日です。

▼ お彼岸のあけるのは二十日ですが、この日に家族そろつて先祖のお墓参りをすませたいものです。なお、二十四日から結核予防週間が始まります。

▼ 夏の間に消耗した体を回復しましょう。 涼しくなると湿度が少いため体温の発散がよく、細胞の活動が盛んになり

そのため食欲も増してきます。家庭をあずかる主婦(腕)見せどころという月です。とは言うものの、食べすぎは胃腸をこわします。

またこの季節は、寝冷えからくる下痢をおこしやすいので特に子供には注意が肝要です。これは体が気温の低下に順応できにくい秋にみられる現象で、下痢そのものは単純ですぐ回復しますが、心配なのは、赤痢につながる

ことです。

親切な心でかざろうーおらが村

支給制限は、母子福祉年金の場合と同様です。





### 養 蚕

## 一 万 貫 達 成 成 成 成 成

### 初秋蚕は三八五〇

初秋蚕は、飼育は、好天候と養蚕農家の熱意により、好成績を取りましたが、晩秋蚕は更に良い成績が得られると共に、取繭量一万貫達成のため格別のご尽力をお願いいたします。

多発する原因となるので飼育場の環境を良くし、室内の温度に気をつけて20度以下を下る事のないよう焚火や木炭等で保温すること。

#### 三、薄飼いの実施

晩秋蚕期は気候的に桑葉中の水分が少い時期であるから薄飼いを実施すること、台風の接近する季節であるから、桑園、飼育室とも被害のないように備えること。

#### 四、品質の向上のため

繭質は上簇、管繭虫の取扱いで大きく左右される摘つた良繭を作るには最後の取扱いを入念に行うこと。

また繭出荷は品質を統一

する上に最も大切で、上簇後九日目出荷とする。若がき、早出しはしないことが大事です。

### 初 秋 蚕 繭 実 績

組合名	昨 年	本 年	増 減
神 土	6,607.2	7,944.7	+1,337.5
越 原	4,501.1	4,470.4	- 30.7
五 加	2,113.4	2,043.0	- 70.4
合 計	13,221.7	14,458.1	+1,236.4

晩秋蚕では三、六〇〇貫の取繭が予想され、春蚕の取繭が六、九七貫となつていたので、目標の一万貫達成も特別な不作でない限り間違いないと思われれます。

## 新農家台帳の作成 調査にご協力ください

村および農業委員会では8月1日現在で本村の全農家について、経営状況を調査し農家台帳を作成することになりましたので、係員が参上しましたら調査について御協力をお願いします。この事業は県農政課、県農業会議の指定を受けて次のように行なうものです。

- (1)農家台帳作成の目的
  - 1.村における農業振興計画の資料とする。
  - 2.この調査に基づいて、本村農家1戸1戸の経営診断を行い、今後の本村農業振興施策の資料とする
  - 3.農地調整事務を適確に行う為の基礎資料とする
- (2)どんな方法で作成されるか
 

農家台帳の作成は、調査員が調査野帳を持って農家を訪問し、聴取りによつて野帳に記入し、農業委員会がそれを点検、集計し、本簿に転記して完成します。
- (3)調査の時期
 

調査時点を8月1日としますが、調査は9月中旬から10月上旬までの1ヶ月間です。
- (4)台帳の利用、その他

- 1.完成した台帳はあくまで本村農業振興計画樹立の基本資料として使用するものであり、他の目的には利用しません。
- 2.台帳は農業委員会が保管し、その閲覧、利用については農業委員会長の許可が必要です。この調査につきましては、各調査員が各戸にお邪魔して調査しますので台帳作成の目的を御理解下さいまして、格別の御協力をお願い致します。

## 害虫防除と 農薬の知識

最近、線虫とかネマトーダという害虫防除の記事が多く掲載されるようになりましたが、今日はその線虫について書いてみましょうこの線虫という下等動物

物は、水中や土中、なかには人や家畜の体内に寄生しその種類は百種以上といわれ、農作物にどのような害を与えているかと真剣に研究しはじめたのは五、六年前で、その代表的なものはネコブ線虫、ネグサレ線虫、シスト線虫、ハ線虫などで最近線虫は農作物の根や茎葉などの組織の中に寄生するものと考えられていたのが、調査が進むにつれ作物の根に外から害を与えるものをはじめ、果樹や茶などの永年作物、更に山林の樹木までに寄生することが証明されました。

また、稲には寄生される類があり、DD、EDBは稲の根に寄生する種類のあ

ることも発見されました。それではこの線虫を防除するにはどのような薬剤を使つたらよいでしょうか。薬剤ができるまでは、人参を作るコブができた大根は又になつたり、ホウレン草やウリ類、茄子などでは連作できないとされてきました。

DD、EDB、D B C Pなどの有効な線虫剤を使用すると、今までの事情は一変し、人参や大根は肌がきれいになり、しかも20〜30%の増収を見ても改めて線虫の被害が如何に大きいかを再認識されました。

薬には乳剤と粒剤の二種類があり、DD、EDBは土じょうへよく浸透して線虫を殺す薬で、多くの場合10アール当たり20〜30リットルの使用で防除できます。また、薬剤には作物前使用のもの、永年作物である桑、茶などの作物の中に使用できるものがあります。ところで薬剤散布後の作物の増収率を調べてみますと、人参は68%、大根60%馬鈴薯50%、白菜60%、キウリ73%、大豆46%という大巾な増収結果がみられ、更によいことは、品質が向上したことと連作が可能となり、土地利用の合理化という面からも大きな利益をもたらすものといえます。

以上線虫について概略を記しましたが、防除等詳細を知りたい方は農協指導課へお問合せください。

### 農閑期に休養を (農家への周知事項)



また、稲には寄生される類があり、DD、EDBは稲の根に寄生する種類のあ

# 財政事情に関する公表

## 財政事情に関する公表

地方自治法第243条の3の規定により昭和39年1月1日から昭和39年6月30日に至る間の本村の財政事情を次のとおり報告する。

昭和39年8月1日

加茂郡東白川村長 河田勘市

地方自治法と村条例の規定によつて村の財政事情を公表します。今度の公表は本年一月から六月までの概況を示すものです。収入支出の概況、保管金の状況、財産の現在高の概況は次のとおりです

### 第1 収入の概況

(一般会計)

科 目	昭和38年度 1月～3月	昭和38年度 決算見込額	科 目	昭和39年度 4月～6月
村 税	3,337,000	13,735,923	村 税	4,368,259
地方交付税	2,430,000	23,000,000	地方交付税	11,616,000
公営企業 及び財産収入	6,350,850	24,333,565	分担金及び負担金	93,630
分担金及び負担金	299,680	223,780	使用料及び手数料	131,504
使用料及び手数料	220,084	666,564	国庫支出金	21,957
国庫支出金	1,015,529	3,846,291	県支出金	24,698
県支出金	573,461	2,999,633	財産収入	2,083,377
寄附金	1,000,000	1,701,000	寄附金	100,000
雑収入	1,053,797	9,734,780	繰入金	103,673
村 債	4,400,000	7,400,000	繰越金	3,764,215
繰越金		4,840,894	諸収入	20,047
計	20,680,401	92,482,430	計	22,327,360

(分取造林計画)

科 目	昭和38年度 1月～3月	昭和38年度 決算見込額	科 目	昭和39年度 4月～6月
県支出金		73,250	繰越金	84,211
繰入金	400,000	400,000	仮繰入	43,164
繰越金		66,073		
雑収入		150,000		
計	400,000	689,323	計	127,375

(公益質舗会計)

科 目	昭和38年度 1月～3月	昭和38年度 決算見込額	科 目	昭和39年度 4月～6月
繰入金		103,673		
計		103,673		

### 第2 支出の概況

(一般会計)

科 目	昭和38年度 1月～3月	昭和38年度 決算見込額	科 目	昭和39年度 4月～6月
議会費	422,988	1,656,631	議会費	184,915
役場費	2,780,472	13,826,054	総務費	6,775,639
消防費	503,879	3,840,337	民生費	1,703,218
土木費	520,477	1,297,042	衛生費	551,722
教育費	4,898,356	33,842,972	農林水産費	560,590
社労費	1,905,560	7,760,678	商工費	92,484
保衛費	424,651	1,632,046	土木費	180,737
財産費	5,458,174	10,958,735	消防費	898,322
財産計	3,270,852	6,680,445	教育費	2,635,922
統計費	38,605	53,640	公債費	110,955
選挙費	25,112	385,336		
公債費	249,613	762,093		
諸支出金	3,040,980	4,022,206		
計	23,539,719	88,718,215	計	13,694,504

国民健康保険 (事業勘定) 会計

科 目	昭和38年度 1月～3月	昭和38年度 決算見込額	科 目	昭和39年度 4月～6月
保険料	670,989	2,926,165	保険料	921,845
財産収入	6,433	6,433	繰越金	306,840
国庫支出金	3,870,870	7,422,870		
寄附金	5,040	63,440		
繰入金	2,500,000	2,330,930		
繰越金		353,142		
計	5,224,404	13,102,980	計	1,228,685

国民健康保険 (施設勘定) 会計

科 目	昭和38年度 1月～3月	昭和38年度 決算見込額	科 目	昭和39年度 4月～6月
診療収入	5,455,301	14,568,994	診療収入	3,225,512
一部負担金	1,950,076	7,380,304	諸収入	100
使用料及び手数料	14,841	27,091	繰入金	500,000
繰入金	337,278	709,993	繰越金	575,096
雑収入	96,706	284,495	仮繰入	195,237
繰越金		170,407		
計	7,854,202	23,141,284	計	4,495,945

なお収支差引現在高の保管状況は次のとおりである。

東白川農業協同組合	5,973,208円
大垣共立銀行白川口支店	2,604,846円
十六銀行太田支店	214,309円
東白川郵便局	355,200円
公金振替貯金	14,518円
現金(収入役保管)	38,525円
計	9,220,675円

(上記保管金に雑部金 336,048円、県税 450,900円を含む)

国民健康保険 (事業勘定) 会計

科 目	昭和38年度 1月～3月	昭和38年度 決算見込額	科 目	昭和39年度 4月～6月
役場費	254,043	1,084,435	総務費	229,325
保険給付費	4,236,463	11,567,299	保険給付費	960,088
保険施設費		26,640		
諸支出金		28,766		
財産費		89,000		
計	4,490,506	12,796,140	計	1,189,413

国民健康保険 (施設勘定) 会計

科 目	昭和38年度 1月～3月	昭和38年度 決算見込額	科 目	昭和39年度 4月～6月
施設費	2,425,982	9,886,413	総務費	2,196,664
医療費	2,141,510	10,513,900	医療費	1,799,281
給食費	482,285	2,165,875	施設整備費	500,000
計	5,049,777	22,566,188	計	4,495,945

(分取造林会計)

科 目	昭和38年度 1月～3月	昭和38年度 決算見込額	科 目	昭和39年度 4月～6月
分取造林費	165,600 <sup>円</sup>	605,112 <sup>円</sup>	総務費	127,375 <sup>円</sup>
計	165,600	605,112	計	127,375

(公益質舗会計)

科 目	昭和38年度 1月～3月	昭和38年度 決算見込額	科 目	昭和39年度 4月～6月
積立金		103,673 <sup>円</sup>		
計		103,673		

一般会計の性質別支出の状況は次のとおりである。

区 分	昭和38年度 決算見込額	区 分	昭和38年度 決算見込額
人件費	17,027 <sup>千円</sup>	普通建設事業費	39,733 <sup>千円</sup>
物件費	17,093	災害復旧事業費	1,744
維持補修費	2,230	公債費	762
扶助費	523	積立金	1,000
補助費	6,156	繰出金	2,450
		計	88,718

第3 村民負担の状況

区 分	昭和38年度 1月～3月	昭和39年度 4月～6月	昭和38年度 決算見込額	課税対象	平均
村民税	602,293 <sup>円</sup>	486,097 <sup>円</sup>	2,259,881 <sup>円</sup>	1,389 <sup>人</sup>	1,627 <sup>円</sup>
固定資産税	1,454,890	2,419,570	6,659,245	1,124	5,952
軽自動車税	2,350	658,100	644,735		
木材取引税	464,133	114,596	1,322,968		
保険料	670,989	921,845	2,926,165	748 <sup>世帯</sup>	3,912

第4 公営事業經理の概要

なし

第6 公債現在高

(昭和39. 3. 31現在)

区 分	借入年度	借入金額	未償還額
診療所診療棟及び病棟建築費村債	27	700,000 <sup>円</sup>	98,532 <sup>円</sup>
公共土木施設災害復旧工事費村債	27	300,000	42,228
土木農業施設災害復旧事業費村債	28	400,000	109,134
診療所施設事業費村債	29	300,000	119,075
6・3制整備事業債	29	800,000	564,516
公有林整備事業債	37	1,000,000	1,000,000
義務教育施設整備事業債	37	1,500,000	1,500,000
"	38	4,500,000	4,500,000
公有林整備事業債	38	1,900,000	1,900,000
厚生福祉施設事業債	38	1,000,000	1,000,000
計		12,400,000	10,833,485

第5 財産現在高

(昭和39. 3. 31現在)

区 分	建 物	土 地	立 木	地 上 権	積立金
行政財産 公用財産	545 <sup>m<sup>2</sup></sup>	1,986 <sup>m<sup>2</sup></sup>			
公共用財産	9,004	31,913			
普通財産	2,362	36,861,589	33,600 <sup>m<sup>2</sup></sup>	277,200 <sup>m<sup>2</sup></sup>	
積立金					1,588,953 <sup>円</sup>

第7 財政の動向及び財務方針

経済情勢の変転とともに財政需要において諸経費の増高は何れもまぬがれ得ない実情であって年度間の予算については入るを計って出ざるを制するの経済原則にそって編成し執行に当っては慎重を期しているところである。加うるに公経済は財政運営如何によって直接住民の福祉に影響をもたらすことが大であるので常に健全財政確立に意を用いもって本村自治の発展を図らんとするところである。